

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第1回藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議																												
開 催 日 時	平成29年2月13日(月) 午前 9時55分 ～ 10時40分																												
開 催 場 所	藤井寺市柏原市学校給食組合会議室																												
出 席 者	<p>(構成員)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>管理者</td> <td>國下 和男</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>多田 実</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>藤本 英生</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>三宅 義雅</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>吉原 孝</td> </tr> </table> <p>(給食組合構成市関係者)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>藤井寺市教育部理事</td> <td>阪上 光浩</td> </tr> <tr> <td>柏原市学務課長</td> <td>松田 成史</td> </tr> </table> <p>(給食組合関係者)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>給食課長</td> <td>石川 幸弘</td> </tr> <tr> <td>給食課長代理</td> <td>御影 裕子</td> </tr> <tr> <td>給食係長</td> <td>花田 淳</td> </tr> </table> <p>(事務局)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総務課長</td> <td>白木 信生</td> </tr> <tr> <td>総務係副主査</td> <td>馬越 早希子</td> </tr> <tr> <td>総務係主事補</td> <td>宮田 康生</td> </tr> </table>	管理者	國下 和男	教育委員会		教育長	多田 実	委員	藤本 英生	委員	三宅 義雅	委員	吉原 孝	藤井寺市教育部理事	阪上 光浩	柏原市学務課長	松田 成史	給食課長	石川 幸弘	給食課長代理	御影 裕子	給食係長	花田 淳	総務課長	白木 信生	総務係副主査	馬越 早希子	総務係主事補	宮田 康生
管理者	國下 和男																												
教育委員会																													
教育長	多田 実																												
委員	藤本 英生																												
委員	三宅 義雅																												
委員	吉原 孝																												
藤井寺市教育部理事	阪上 光浩																												
柏原市学務課長	松田 成史																												
給食課長	石川 幸弘																												
給食課長代理	御影 裕子																												
給食係長	花田 淳																												
総務課長	白木 信生																												
総務係副主査	馬越 早希子																												
総務係主事補	宮田 康生																												
会 議 の 議 題	<p>(1) 藤井寺市柏原市学校給食組合教育大綱の策定について</p> <p>(2) その他</p>																												

## 議 事

### ○事務局（司会）

皆さま、おはようございます。

少しお時間早いようでございますけれども、皆様お揃いですので始めさせていただきたいと思えます。ただ今より平成28年度第1回藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議を開会させていただきます。本日はご多忙の中、ご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。本会議の庶務であり、司会を務めさせていただきます総務課長の白木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議は藤井寺市柏原市学校給食組合総合教育会議運営要綱第4条により、会議を公開いたしておりますが、本日は傍聴者がおられませんでしたので、ご報告申し上げます。

また、本会議は議事録を作成し、ホームページ等で公開する予定でございます。つきましては、会議の内容を録音させていただきますして、議事録作成後に消去いたしますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

また、教育委員の糸野様より、インフルエンザの疑いということで、本日は欠席させていただくのご連絡を頂戴しておりますので、ご報告させていただきます。

本日の案件は、1点目として教育大綱について、2点目としてその他とさせていただきます。

まず、管理者にご挨拶いただきまして、引き続き議事の進行を議長である管理者をお願いいたします。

管理者、よろしくお願いいたします。

### ○管理者

皆様、おはようございます。

日頃は、皆様方におかれましては、学校給食に関係していろいろと心労を煩わせておるところでございますが、日頃から学校給食について、いろいろとご理解、ご協力を賜わっておりますことに対しまして、心から厚くお礼申しあげます。

本日の案件は、教育大綱についてでございます。教育委員会事務局のほうで、多田教育長とも相談しながら、教育大綱の案を作成いたしましたので、その内容についてのご協議をお願いをしたいと思います。

では、ここからの議事については、司会のほうで進めてまいりますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

よろしくお願いいたします。

### ○事務局（司会）

はい。それでは、私のほうで進行をさせていただきます。

まず、本日初めての出席者がおられますので、ご出席者のご紹介を私の方からさせていただきます。

( 出席者紹介 )

それでは、本日の案件に入らせていただきます。

案件の1、藤井寺市柏原市学校給食組合教育大綱の案について、事務局よりご説明をいたします。よろしく願いいたします。

掛けて説明のほう、させていただきたいと思いますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

#### ○事務局

それでは、大綱ということで、私のほうからご説明させていただきます。

大綱については、首長が策定することとなっておりますが、教育行政に混乱を生じさせないよう、この会議で十分に協議、調整をする必要があるとされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、レジメに付けております、藤井寺市柏原市学校給食組合教育大綱の案をご覧くださいませでしょうか。当給食組合では、藤井寺市と柏原市の小中学校の児童生徒に対しまして、学校給食を提供しているというところから、学校給食ということに特化した大綱(案)となっております。

まず、表紙の表題の下に、大綱の理念と申しますか、キャッチフレーズと言うほうが良いかもしれませんが、「子どもたちの健やかな成長と健康を願って」と、記しております。表紙をおめくりいただきまして次のページ、給食組合教育大綱策定にあたっての考え方などを記しております。読ませていただきます。

(「教育大綱策定にあたって」を朗読)

以上、教育大綱策定にあたっての考え方等を記しております。

次のページをお願いいたします。

基本目標といたしまして、学校給食法および食育基本法の趣旨に則り、次に掲げる目標の達成に努めます。ということで、子どもの健やかな成長と明るい学校生活に資するため、徹底した衛生管理のもと安心安全でおいしい給食を提供する、ということの基本目標に掲げ、基本方針といたしまして、藤井寺市柏原市学校給食組合、藤井寺市、柏原市、学校、保護者の連携のもと、特に下記の基本方針4点を掲げ、基本目標の実現に努めます。ということで、

- 1、学校給食の円滑な実施に向けて、施設及び設備の整備に取り組みます。
- 2、学校給食用食材の選定、検収、調理、配送、配膳の過程における衛生管理の徹底に努めます。
- 3、学校、家庭、栄養教諭との連携により、学校給食による食物アレルギー事故の発生を防止し、また、児童生徒が発達段階に応じて食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることが

できるよう、食育の推進に取り組みます。

4、学校給食食材料費については、保護者が負担する給食費によって成り立っているため、給食費の滞納がないよう保護者に理解と協力を求めます。

以上、4点を記載させていただいております。

また、大綱の策定、公表の時期でございますが、本日、内容についての協議、調整が整いましたら、その内容での策定を今月中にも考えておりますが、本日の会議での調整が整わない場合は、頂戴いたしましたご意見を取り入れたものとなるよう検討し、管理者と協議のうえ、加筆、修正等をさせていただきます、後日、皆さま方にご覧いただいたうえ、策定してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（司会）

説明が終わりました。

ただ今の説明に対しまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

教育委員の皆さま方、いかがでございましょうか。

はい、吉原委員、お願いいたします。

#### ○教育委員

学校給食組合として、初めて教育委員会会議あるいは総合教育会議を立ち上げての、大綱を作るといことですが、大切な部分です。衛生管理を徹底するというようなこと。食育の推進。そして今、問題になりつつあります滞納の問題。これらがきっちり基本方針に盛り込まれておりますので、非常に良く出来た大綱になったというふうに私は感じております。

以上です。

#### ○事務局（司会）

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは多田教育長、お願いいたします。

#### ○教育長

ほんとに今、吉原委員が仰ったように、大切な内容がきちっと示されてる。あとは、これをどう具体的に徹底して行なっていくかということです。これは、両市の教育委員会、給食組合教育委員会と、それから今日はそれぞれ両市から教育委員会事務局の方も来ていただいておりますし、また両市の教育委員の先生方、教育長も入っているわけですから、両市の教育委員会と、この給食組合教育委員会がうまく連携して機能していくということが大事なことになっていくんじゃないかなと思いますので、そういったあたりも連携して、教育委員会として進めていくということも、出来れば確認しておきたいなと思います。

○事務局（司会）

ありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。

藤本委員お願いいたします。

○教育委員

私もよく出来た大綱だと思います。いろんな事、先ほどから話しがあったように衛生管理、食物アレルギー、食育の推進、給食費の滞納というようなことが盛り込まれていますので、大変良い案だと思います。

ありがとうございます。

○事務局（司会）

ありがとうございます。

特に、この大綱ではというご意見もございませんで、概ね良く出来ているというようなご評価を頂戴したかと思えます。それでは、この案で教育大綱のほう、ご承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員一同

異議なし。

○事務局（司会）

ありがとうございます。

それでは、この教育大綱案のとおり策定し、公表をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、案件2、その他ということで、何かございますでしょうか。

はい、管理者、お願いいたします。

○管理者

すべての給食関係者にとって、大きな関心事であるところの、食中毒を出さないための衛生管理ということと、給食費の滞納という、この2点について、この給食センターでの取り組みなどを報告していただけますか。

○給食課長

はい。それでは、今、管理者の方から説明を求められておりますので、私の方から報告をさせていただきます。

まず、食中毒の件でございますけれども、1月27日に報道されました和歌山県御坊市で、ノロウイルスが原因と思われる集団食中毒が起こり、その後、1月30日の月曜日でございますが、給食組合の教育委員会の多田教育長より、学校でも大変心配していると思うので、両市の学校長に対して給食センターでの衛生管理について報告するよう指示がございましたので、文書を送付いたしました。2

月2日の新聞には、学校給食による集団食中毒であると断定されまして、原因献立は、ほうれん草ともやしの磯和えによるものであると判明いたしました。このことを踏まえまして、給食センターでの衛生管理についてご報告いたしたいと思います。

ノロウイルスと申しますのは、やはり調理する従事者からの感染経路が疑わしいというのは、多くございまして、事例もございまして。

まず、うちの方の衛生管理の一つとしてトイレでございまして、トイレにつきましては、調理員専用のトイレを中学校給食を開始するにあたって全面改修いたしました。どういうものかというのをちょっとだけご紹介させていただきます。

トイレにつきましては、すべて個室トイレで、男子と女子と分けております。一つの扉を開けますと、そこには前室というのがございます。この前室で、調理作業着を全て脱いで次のドアを開けますと、洋式トイレ、便器がございまして。そこで用を足すような形で、作業着を脱いで用を足す部屋に入るといった流れになっております。用を足した後、どうするか。例えば、一人が下痢をしておりますと、糞便で飛沫感染いたしますので、トイレで用を足した後、ウォシュレットで流してペーパーで拭いて、その手、やはり汚染されてますので、便器に座ったまま手洗い。石けんで手洗いして、ペーパーで拭いて消毒するっていうような動作をさせまして、あと流す場合、便器の蓋を閉めます。蓋をあけたままにしますと、やっぱり菌がね、かなりの量飛んでしまいますので、蓋を閉めて流すボタンを押す。蓋を閉める時と流すボタンは、すでに手を消毒しておりますので、綺麗な手でボタンを押す動作をさせてます。汚れた手であちらこちら触りますと、健康な者でも手からの汚染っていうのも考えられますので、極力汚染を広げないようなトイレを作っております。

このトイレでございまして、中学校給食開始前、大阪府の教育委員会、あと保健所の方。うちの方に見学に参りまして。大阪府の大きな衛生管理の会議が開催されたときに、そこでうちの給食センターのトイレをスライド方式で紹介していただいて、こういう形で今後は給食センターのトイレの改修をしていこうっていうようなご紹介もしていただきました。良い施設で改修できたかなっていうふうに思っております。

あと、トイレの使用なんですけれども、ノロが一番発生する時期については、毎日、朝、昼、夕方と3回消毒しております。

あと、調理作業員でございまして、まず朝、タイムカード押したあと何をするか。健康調査票というのがございまして、そこで自分の健康管理をチェックさせております。

レジメの資料No.1、平成29年1月30日付、先ほども申しましたように、これは両市小中学校の校長先生宛てに送った内容の文書でございまして。下記の記の下に、給食センターでの衛生管理っていうのを載せております。調理員は出勤すると、今言いましたように、同時に下痢やけが等があるか、健康チェック票を基に確認して、異常がある場合は上司に申し出て指示を受けるっていうことになっております。下痢をしている場合は、調理業務に従事させておりません。下痢が続く場合は、病院でノ

ロウウイルスの検便検査を行なって、検査結果が例えば陽性であれば、陰性になるまで出勤停止としております。

手洗いにつきましても、毎月の研修でも言っておるんですけども、液体石けんでの2度洗いとアルコール消毒を行うということ。この2度洗いっていうのが今、衛生管理の中でよく言われておるんですけども、しっかり1回洗いするよりも、2回洗いの大切さを今、保健所、国の方からの指導も受けております。

どういう効果があるっていうことなんでございますが、私が研修で聞いたことですが、掌に100万個のウイルスを付着させて流水で15秒洗うことで100万個あったものが1万個に減ります。2回手洗い、液体石けんで2回手洗いすることで、これも10秒程度でいってことなんですけども、2回洗うことでウイルス菌が数個に減る検証結果が出ております。これもやはり学校の方でも今後ご指導願うといいかんっていうふうに私は感じております。

あと、給食では、全て加熱調理しております。生野菜は一切出しておりません。ただ加熱するだけではなく、中心温度も計っております。中心温度によってこの管理基準っていうのは、国からも定められてますし、当給食センターでも管理基準設けております。ノロウイルスは85℃、1分以上加熱しないと死滅いたしません、その管理基準も85℃以上加熱しましょう。90℃以上加熱しましょう。95℃以上加熱しましょうと、食品によってそういう管理基準を決めて必ず中心温度計で確認する。ただ確認するだけではなくて、記録票っていうのも設けておりますので、毎日その記録票に誰が何時何分温度を測りましたよっていうようなことも記録に残しております。これも国からの管理基準の一つでございます。何か大きな事故がございましたと、その管理基準の基に検査、調査いたしますので、これは大切な書類でございます。ただ単にいつ、何時頃に計ったかなでは済まされませんので、きちんと管理記録を取っております。

あと、最後に書かれていますように職員トイレについては、先ほど申しておりました内容でノロウイルスの対応と衛生管理。これ以外にも衛生管理のマニュアル作って毎月、調理員には衛生指導しております。今現在給食センターで行える衛生管理について説明させていただきました。

もう1点ございました給食費の滞納の件でございます。

この滞納給食費についてでございますが、資料2の方も付けておるんですけども、まずこの滞納給食費について、支払督促等訴訟を進めていくことにつきましては、教育委員会会議や理事会等でもご報告しておりますが、具体的にどう進めるか、今までの経過を含めまして説明のほう、させていただきます。

当初、藤井寺の顧問弁護士さんといろいろ相談している中で、給食センターは給食費を私会計で処理しているので組合の管理者では裁判が難しい。給食費の管理を公会計にして市の歳入に入れて市長の名の下、裁判を進めることがスムーズに運ぶと言われておりました。

しかし、柏原市の顧問弁護士さんにご相談した時に、管理者名で裁判できるのではないかと

ました。ここで両弁護士さんの意見が違いましたので、藤井寺市の顧問弁護士さんと柏原市の顧問弁護士さんとお話をしていただきまして、調整して、最終的な結果につきましては、藤井寺の顧問弁護士さんの考えで進めることになりました。

その後でございますが、地方教育行政の法律の一部変更に伴いまして、給食組合に教育委員会を設置する事案が出てまいりました。その教育委員会を設置するにあたりましては、平成27年度にそれを先に進めてきました。28年度は訴訟を進めるために両教育委員会、給食費対策委員会でその中で協議の結果、組合に教育委員会が設置されたことで管理者名で裁判できるのではないかと、公会計も組合の方で進めてはどうかと、ご意見が出てまいりました。改めて藤井寺の顧問弁護士さんに去年の10月7日、両市の教育委員会とで相談してまいりました。

その結果は、組合に教育委員会が設置されたことで、教育長名で訴訟を進め、私会計のまま処理していく、という様な事を言われました。支払督促に対しては85名と人数が多いので、まず最初は高額滞納者で人数を絞っていき。人選することにあたりましては、給食費対策委員会に諮って協議いたしました。結果、納得する結論は出ませんでした。最終人選するのであれば、各滞納校と十分に調整して進め、弁護士の先生に再度相談して進めていこうという結論になりました。この委員会の内容を給食組合教育委員会の教育長、多田教育長に報告させていただきました。

その後、教育長より、保護者との対応は、ほんとに慎重に進める必要があるのもう一度確認を含めて弁護士の先生に相談行くよう指示がございましたので、1月23日、この時に両市の教育長にも同行していただきまして、あと市の教育委員会と給食センターとで弁護士の先生に再度ご相談にまいりました。その内容につきまして、資料No.2を見ていただきまして説明させていただきます。

資料No.2の中川弁護士の相談の結果でございます。

まず、債権者。これは学校給食会会長名で行う。今まで管理者か教育長かっていうことで議論しておったんですけども、最終、学校給食会の会長名で行うことになりました。会計処理は私会計で行う。

3の簡易裁判所への支払督促申立申請を行なうまでのこの準備をここに挙げておりますが、まず所定の通告書(様式4)。これは期日までに支払いがない場合、法的処置に進みますよってという文書でございます。あと、納入誓約書。これはきちんと支払います。分割でも毎月決められた日にちにいくらか納めますよってというような内容の誓約書でございます。これを簡易書留で全員に送付いたします。高額滞納者でなしに、これは全員。公平性の観点から全員に送付するよってことに決定いたしました。

支払及び納入誓約書の提出に応じない場合は、再通告(様式5)でございます。これに書かれているものが、支払督促の申し出をいついっかに行いますよっていう最終的なうちのセンターから出す通告書になります。これも簡易書留で対象者全員に送付いたします。ここまで出しますと、あらかた給食費納入するのではないかなというふうなことも、弁護士さんは仰っておりました。

それでも納入不履行の場合、次ですね。簡易裁判所へ支払督促申し立てを弁護士名で申請いたします。そのあと、異議申し立てがあれば訴訟に進むことになります。こういった流れで29年度は進め



てまいりたいなというふうに思っております。

次には、訴訟にあたっての組合と給食会の関係がわかる資料等を準備するっていうことで、これは弁護士さんの方から依頼がありました内容の書類を提出するような形になると思います。

以上、簡単でございますが、給食センターの衛生管理と給食費の滞納についてご報告の方させていただきました。

○事務局（司会）

はい、管理者の方から報告依頼のありました件につきまして、ただ今、給食課長の方からご説明いただきました。

委員の皆さま方で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○教育長

では、1点。衛生管理の方ですけれども、先ほど2度洗いというお話をいただきました。

これは、学校でということになりますと、実際に時間もかかるかと思いますが、2度洗いというのは1度洗って、その次の2度目は、どういう間隔っていうか、時間的なこととか、やることとかあれば教えて下さい。

○給食課長

まず1回目を洗うのは手を濡らして石けんを付けてごしごしと、石けんで汚れを落とす。そして、ゆすぐ。その動作をもう一度繰り返すということだけで、十分に効果は得られるということでございます。

○教育長

引き続いて同じことを2回するというような感じですね。

○給食課長

はい。そうです。

○教育長

ありがとうございます。

○事務局（司会）

他にございますでしょうか。

吉原委員。

○教育委員

先ほど文書、資料1で1月30日付の文書いただきまして、我々、柏原市の教育委員会でも、和歌山のノロウイルスということがありましたし、昨年12月には市内の小学校でもノロウイルスによ

る感染があつて、保健所からも相当動員を頂いて徹底的に処理をしたということがございました。非常に親御さんの心配もあろうかということで、柏原市のFacebookで、こういう安全な給食を給食センターでお作りいただけてますよ、どうぞご安心くださいという様な事をですね、大きなお鍋に温度計を突っ込んで、中の温度の確認をしていただけてるところの写真を付けて、Facebookに流しました。市民の皆さんには、その事件のすぐ後でございましたので、安心していただけたのかなというふうなことで、不安を感じるような様な問い合わせ等は一切ございませんでした。多田教育長の方からもそういう指示をいただいて、センターの方でも早急な対応をしていただいて、非常に我々としてもありがたいなというふうに思います。

以上です。

○事務局（司会）

ありがとうございます。他にご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、何も無いようですので、以上で本日の案件は終了させていただきます。

それでは、議長よろしく願いいたします。

○管理者

ありがとうございました。

これ以降はもう、何もないと願ってるというのが本音でございまして、皆様方の心労もさることながら、我々自身も、これで一段落とは思いませんけれども、今後もこういうことが無いように我々としてはしていきたいなということをもう一回、再認識をしてやっていかなければならないなと、そのように思っております。皆さまにはお忙しい中、お集まりをいただき、給食組合の今後のことにつきましても、いろいろとお考えをいただいておりますことと思いますが、本日はこれで散会とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。